

I 「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」の策定にあたって

平成19年度に「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられて13年が経過しました。近年は、特別支援学校だけでなく、幼稚園等や小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校において、障害のある子どもが学んでおり、特別支援教育の対象となる子どもは増加しています。〈資料1、資料2〉

そのような中、我が国においては、平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、平成26年にこれを批准しました。この条約では、障害のある者となない者とが共に学ぶ仕組みとしての「インクルーシブ教育システム」(※1)の理念が提唱されました。批准に至る過程では、障害者基本法の改正、就学先決定に関する学校教育法施行令の改正、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行など、様々な制度改革が行われました。

こうした状況に鑑み、本県では平成25年5月に「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」を制定し、条約に示された共生社会の形成に向けた「インクルーシブ教育システム」構築のための特別支援教育を推進しています。

一方、急速な情報化や技術革新は、障害のある者の生活を変化させつつあります。Society5.0(※2)時代を生きる障害のある子どもたちにも、予測困難で、変化の激しい社会の中において、自立し社会参加するための資質・能力を育成していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、平成23年に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画」(以下「第一期基本計画」と記す)に基づいた特別支援教育推進の成果と課題を検証し、令和4年度以降の本県における新しい時代に対応した障害のある子どもの教育についての方向性を検討・整理する目的で「障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会」を設置し、以下の4項目について検討いただき、報告を受けました。

- 1 特別支援学校の環境整備と教育の充実
- 2 幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実
- 3 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上
- 4 関連する諸課題への対応

本報告に基づき、本県の障害のある子どもの教育の更なる充実に向けて、「長崎県総合計画」及び「長崎県教育振興基本計画」を踏まえ、全県的、中・長期的な視点に立って計画的に特別支援教育を推進していくため、県教育委員会としての基本方針や施策の方向性を示した「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」(以下「第二期基本計画」と記す)を策定することとしました。〈P.3 第二期基本計画の施策の方向性策定に至る経緯 参照〉

○計画期間等

- ・令和4年度から、概ね10年間の基本計画とする。
- ・具体的な施策については、実施計画を立て、施策の展開を図る。
- ・今後、社会情勢や国の動向を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行う。

○ SDG s の理念を踏まえた施策について

SDG s (Sustainable Development Goals) は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指しています。

特に目標4（教育）では、障害のある方を含めた全ての人々に、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進することを目指しています。

本県においても、このSDG s の理念を踏まえながら共生社会の形成に向けた「インクルーシブ教育システム」構築のための特別支援教育を推進していくとともに、第二期基本計画においても、国際社会の一員として、SDG s の理念を踏まえた施策を展開することとしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(※1) インクルーシブ教育システム: 障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

(※2) Society5.0: 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。人工知能(AI)やロボット技術、IoTなどを活用して経済発展と社会的課題の解決の両立を目指す。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く新たな社会を指す。

第二期基本計画の施策の方向性策定に至る経緯

1. 特別支援学校の環境整備と教育の充実

- (1) 特別支援学校の適正配置
- ・在籍者数の増加や地域の教育的ニーズを踏まえた適正配置の推進
 - 分教室（小・中学部）の設置 2校
 - 分教室中学部の設置 1校
 - 高等部分教室の設置 5校
 - 分教室の分校化 4校
 - 高等部の設置 2校
 - 分校の分教室化 2校
 - 分教室の廃止と訪問教育への移行 1校
- (2) 「障害のある子どもの医療サポート事業」の充実
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校への看護師配置の拡充
 - 平成24年度12人→令和2年度21人
- (3) キャリア教育・職業教育の充実
- ・卒業生のうち、就労希望者における就労率の上昇
 - 平成22年度62.1%→令和2年度90.7%
 - ・全卒業生における就労率の上昇
 - 平成22年度20.3%→令和2年度37.8%
 - ・長崎県特別支援学校キャリア検定の充実
 - 平成27年度清掃4種目 延べ受検者数198人
 - 令和2年度清掃4種目と事務アシスタント 延べ受検者数354人

第一期長崎県特別支援教育推進基本計画における取組や成果

2. 幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実

- (1) 特別支援学級等の教員の専門性向上
- ・幼稚園等、小・中学校、義務教育学校、高等学校における個別的教育支援計画の作成率向上
 - 平成25年度47.4%→令和元年度93.6%
- (2) 発達障害等のある子どもへの指導の充実
- ・見守りシートの作成と活用
 - ・発達障害等教育支援研修会の実施
- (3) 高等学校における特別支援教育体制の充実
- ・高等学校特別支援教育ガイドブックの作成と配付
 - ・全県立高等学校における伝達研修会の実施
 - ・通級による指導の開始
 - 平成30年度3校4教室→令和3年度6校7教室

◎特別支援学校の環境整備

- ・在籍児童生徒数の見込みや地域の特性、児童生徒や保護者のニーズなどを考慮した教育環境整備の検討が必要
- ◎**重度・重複障害のある児童生徒の教育の充実**
- ・より高度な医療的ケアに対応する安全で安心できる教育環境の整備が必要
- ◎**卒業後の自立と社会参加に向けたキャリア教育や職業教育**
- ・就労先の業種拡大や在宅勤務等のキャリア教育の研究が必要

「障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会」で協議された課題等

◎特別支援学級や通級による指導における障害特性に応じた指導・支援の充実

- ・特別的教育課程の編成や自立活動の指導における個別の指導計画の理解と指導の充実が必要
- ◎**個別的教育支援計画の作成と活用による切れ目ない支援体制の構築**
- ・学校間の引継ぎの在り方について明確に示すことが必要
- ◎**小・中学校、義務教育学校に在籍する障害のある児童生徒の増加**
- ・公立小・中学校、義務教育学校の特別支援学級在籍児童生徒数
- 平成22年度1,100人→令和2年度2,878人
- ・公立小・中学校、義務教育学校の通級による指導を受ける児童生徒数
- 平成22年度917人→令和2年度2,708人

第二期長崎県特別支援教育推進基本計画の施策の方向性の抜粋

- 特別支援学校の適正配置や施設の整備等については、今後も全県的な視点に立って、幼児児童生徒数の見込みや地域の特性、幼児児童生徒や保護者のニーズなどを考慮した教育環境整備を検討します。
- 人工呼吸器など、より高度な医療的ケアへの対応に向けた研修を充実させるなど、看護師と教員との更なる専門性の向上に取り組みます。
- 在宅勤務など、多様な働き方を視野に入れて、ICTスキルの習得や向上を含めた職業教育を充実させます。

- 小・中学校、義務教育学校の教員に対し、特別的教育課程の編成や個別の指導計画の作成に関する理解を促すなど、市町教育委員会と連携し、指導の充実に向けて取り組みます。
- 特別支援学級担任や通級による指導の担当者を中心として、全教職員の共通理解のもと自立活動の指導を行う体制づくりを推進します。
- 小学校等で作成した個別的教育支援計画の目標や支援の方向性等について、学校間の引継ぎを確実にし、全ての教職員で情報共有し、一貫した指導や支援を行うことができる体制づくりを推進します。
- 学校間の引継ぎや高等学校卒業後の進路先との引継ぎの在り方について明確に示すことで、切れ目ない支援についての理解・啓発に取り組みます。

3. 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上

(1) 特別支援学校における障害種別の当該免許状保有率の向上

- ・当該障害種免許状の計画的な取得推進
平成24年度75.2%→令和2年度91.9%
- ・小・中学校の指導教諭を活用した地域の特別支援教育の充実に向けた体制づくり
指導教諭配置市町数：平成28年度5市
→令和3年度11市町

(2) 特別支援学級等への専門性の高い教員の配置促進

- ・市町立学校及び県立高等学校と特別支援学校との研修交流

◎免許保有率向上の取組

- ・特別支援学校における当該障害種の免許状取得をさらに促進するなど長期的な視点に立った人材育成が必要

◎人的配置の工夫による専門性の向上

- ・研修交流の一層の充実や指導教諭の有効活用についての検討が必要

- 特別支援学校の教員に対して、当該障害種の特別支援学校教員免許状の計画的な取得を促進します。
- 計画的な人材育成や研修交流を促進し、特別支援学級担任や通級による指導の担当者に特別支援教育の専門性の高い教員の配置を推進します。

4. 関連する諸課題への対応

(1) 情報教育の充実

- ・特別支援学校におけるICT活用事例の蓄積と発信

(2) 県民への特別支援教育に関する理解・啓発

- ・「障害者差別解消法」及び「障害がある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の周知

(3) 特別支援学校におけるスポーツ・文化芸術活動の推進

- ・特別支援学校長会等と連携したスポーツ・文化芸術活動の推進

◎ICT活用等による特別支援教育の質の向上

- ・オンライン授業、家庭学習時の課題提示の方法など教員の専門性向上を図ることが必要

◎保護者等支援の推進及び教育と福祉、保健等との連携

- ・保護者支援に係る取組の情報発信や地域と連携した防災訓練等の取組が必要

◎障害のある児童生徒の活躍の場の拡大と生涯学習支援

- ・生涯にわたってスポーツ活動や文化芸術活動等に親しむことができる取組を組織的・計画的に充実させていくことが必要

- 障害のある児童生徒がICTを活用して主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、オンラインでの授業、家庭学習時の課題提示の方法など、教員のICTを活用した指導力向上に取り組めます。
- 学校やPTA、市町教育委員会に対して、関係機関が行っている保護者等支援の取組に関する情報を積極的に発信します。
- 保護者が自分の子どもの障害に気づき、障害を受容し、適切な指導や支援を受けることができる相談支援体制づくりを推進します。
- 市町と連携して、放課後等デイサービスなどの関係機関と学校との情報共有に取り組めます。
- 特別支援学校においては、自然災害等に備えて命を守る避難行動がとれる防災教育を推進するとともに、地域と連携した防災訓練等に取り組めます。
- 関係機関等と連携し、障害のある幼児児童生徒が生涯にわたってスポーツや芸術文化活動等に親しむことができるような基盤づくりを推進します。